

## 弥富市全国大会等出場激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弥富市民等が地域等を代表して第3条第1項に掲げる大会に出場する場合において交付する激励金に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱により激励金交付の対象となる選手は、次に掲げる者とする。

- (1) 弥富市民で国際大会及び全国大会に選手として出場する者
- (2) 弥富市教育委員会に社会教育団体として登録されている団体及びその構成員で、国際大会及び全国大会に選手として出場する者。ただし、市外者については、個人での出場は対象外とする。
- (3) その他、教育委員会が特に必要と認めた者

(大会の範囲)

第3条 大会の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国際大会

- ア オリンピック、パラリンピック及びアジア大会
- イ ユニバーシアード世界大会
- ウ JOC加盟団体、公益財団法人日本スポーツ協会及び愛知県スポーツ協会が選手を派遣する各国際大会
- エ その他国際大会に準ずる大会

(2) 全国大会

- ア 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会
- イ 全国青年大会
- ウ JOC加盟団体、公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央団体が主催する全国大会
- エ 全国高等学校総合体育大会（定時制・通信制を含む）
- オ 全国中学校体育大会
- カ その他全国大会に準ずる大会

2 次に掲げる大会等は適用除外とする。

- (1) 親善及び交歓大会
- (2) 国内及び県内選考会

(3) 政治団体、宗教団体、競技流派団体又はこれらに準ずる団体が主催する大会  
で参加資格が限定され若しくは特定の団体を対象とした大会

(激励金の基準)

第4条 この要綱により激励金を交付する場合において、1人の選手に激励金を交付する回数は、全国大会及び国際大会それぞれ1年度につき1回を原則とする。

2 この要綱により交付する激励金の額は、別表のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めた場合は、その都度教育委員会が定めた額とする。

(激励金の交付手続き)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、弥富市全国大会等出場激励金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 出場する大会の開催要項

(2) 予選大会又は選考会等の開催要項

(3) 予選大会又は選考会等の結果又は全国大会等出場決定通知

(4) 全国大会等に出場する団体の登録メンバー表

(5) その他教育委員会が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 教育委員会は、前条の申請があった場合は、この要綱に基づき内容を精査し、適当と認める場合は、弥富市全国大会等出場激励金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付の時期)

第7条 教育委員会は、前条の規定により激励金の交付を決定したときは、通知した日から概ね1月以内に激励金を申請者に交付するものとする。

(激励金の返還)

第8条 教育委員会は、既に交付した激励金であっても、当該激励金の交付を受けた個人又は団体が激励金の交付要件に該当しないことが判明した場合は、激励金を返還させることができる。

(大会結果報告)

第9条 激励金の交付を受けた者は、大会終了後、速やかに弥富市全国大会等出場激励金結果報告書（第3号様式）を教育委員会に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 弥富町選手の大会参加等助成補助金交付要綱（平成17年）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対 象 者		金 額
国際大会出場	個人	30,000円
	団体	上限50,000円
全国大会出場 (予選・選考会あり)	個人	5,000円
	団体	5,000円×人数 上限15,000円